

# 成年後見 ワンポイント アドバイス

vol. **25**  
令和元年11月

発行：ちよだ成年後見センター  
TEL：03-6265-6521

contents

- 1 本年度より運用開始  
「本人情報シート」
- 2 詳説「任意後見制度」  
について
- 3 数字で見る成年後見制度
- 4 講座のお知らせ

本年度より運用開始!!

## 関係者みんなで本人を支える「本人情報シート」

### ●本人情報シートとは？

福祉関係者が医師に本人の生活状況等に関する情報を記載し、伝えるシートです。成年後見申立てにおいては家庭裁判所における迅速な審判が求められる反面、被後見人等の行為能力が制限されるなど、その効果が大きいことから本人の状況をよりの確にふまえた判断をすべく作成されたシートです。後見等申立て時における診断書の補助資料や、関係者が本人の状況を適切に把握するために使用されます。

### ●本人情報シートの作成者

本人の身近なところで職務上の立場から支援されている方が望ましいといえ、具体的にはソーシャルワーカーとして本人の支援に関わっている方によって作成されることが想定されます。親族や本人が作成することは想定されておらず、本人や親族の方には申立書に本人の生活状況等を記載することになります。また、必ずしも単独で記載する必要はなく、複数の福祉担当者の情報を集約し、記載することも想定されています。

<手続きの流れ>

#### ①本人を支える福祉関係者

福祉関係者による  
本人情報シートの作成

#### ②かかりつけ医又は精神科医

医師に対する  
本人情報シートの提供

医師による診断書の作成

#### ③家庭裁判所へ提出

※あくまで医師による診断書作成を補完するもので、診断書の適正さを証明するものではないため、順番に注意が必要です。

<成年後見手続き開始前後における本人情報シートの活用方法>

後見等の手続き開始前

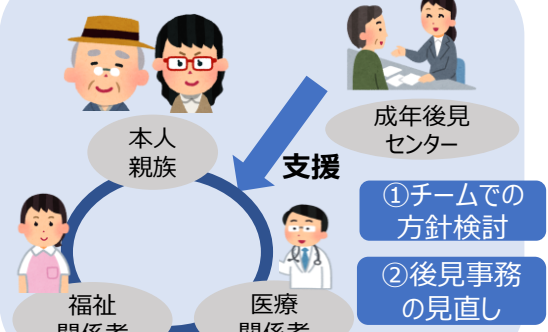
①支援内容  
の検討

②後見人等  
候補者の選定



本人の状況の  
変化に応じた  
適切な支援の実現

後見等の手続き開始後



※書式や記載例については後見ポータルサイト  
(<http://www.courts.go.jp/koukenp/>)よりダウンロード可能です。

後見ポータルサイト 本人情報シート



法改正20周年!!

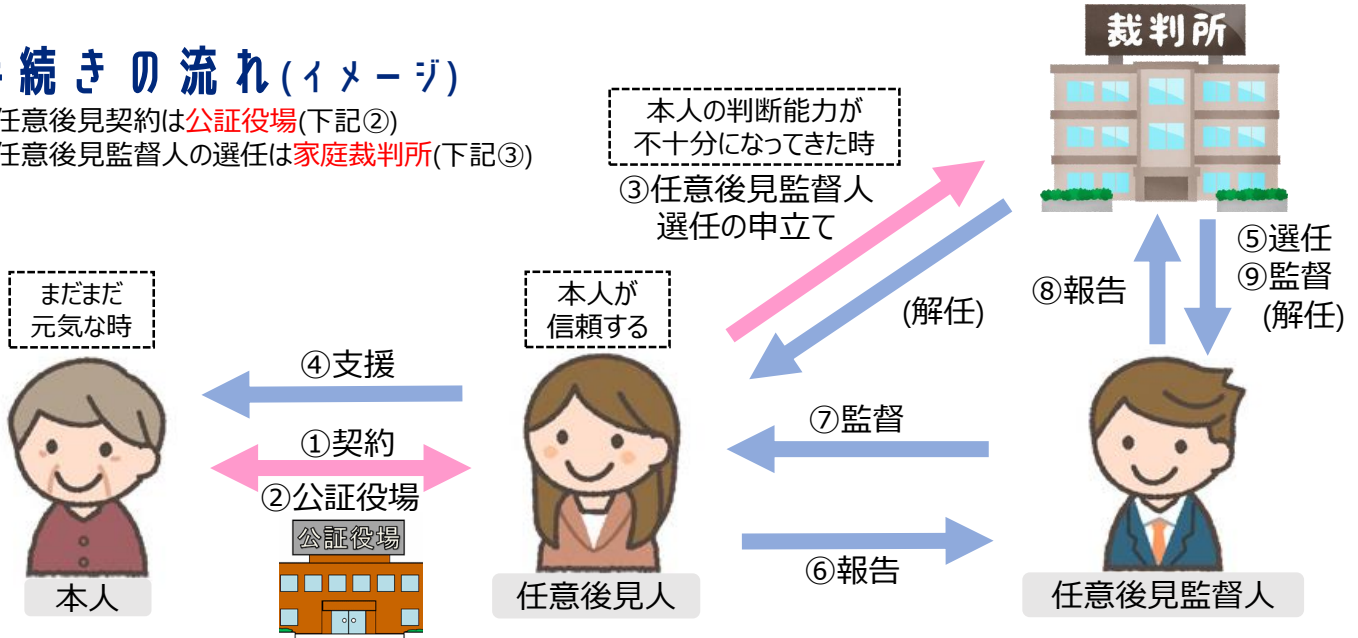
# 転ばぬ先の杖「任意後見制度」

## 任意後見制度とは

しっかりと内容を理解して契約する能力があるうちに自分が信頼する人に、「自分が老いて判断能力が衰えてきた場合等には生活上の必要な手続きや財産管理などをしてほしい」とお願いし、これを引き受けてもらう契約です。そのため、将来の老いの不安に備えた「老い支度」ないしは「老後の安心設計」であると言われています。

## 手続きの流れ(イメージ)

- ★任意後見契約は公証役場(下記②)
- ★任意後見監督人の選任は家庭裁判所(下記③)



## 任意後見制度の主な流れ

- (1)今は元気なので自身で何でも決められるが、将来判断能力がなくなってきたときのことが心配
- (2)信頼できる人(家族や友人、弁護士などの専門家/複数でも可能)と任意後見契約を締結
- (3)判断能力が低下してきた(認知症等の症状がみられるようになってきた)
- (4)家庭裁判所に申立て
- (5)任意後見人が任意後見契約で行われた仕事(財産管理等)を行います

## 任意後見契約はどうする？

- ①公正証書にて任意後見契約書を作成します。
- ②契約内容および重要事項の説明
- ③代理行為目録の作成
- ④任意後見契約の登記

## 任意後見契約はいつ終わる？

任意後見契約は以下の事由によって終了します。

- ・任意後見契約の解除
- ・任意後見人の解任
- ・本人または任意後見人の死亡
- ・法定後見への移行

## よくある質問

### 必要書類はなに？

|                |   |
|----------------|---|
| 本人についての書類      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・印鑑登録証明書</li> <li>・戸籍謄本</li> <li>・住民票</li> </ul> |
| 任意後見受任者についての書類 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・印鑑登録証明書</li> <li>・住民票</li> </ul>                |

### 契約の費用はいくら？

- (1)公正証書作成の基本手数料⇒1万1,000円
- (2)登記嘱託手数料⇒1,400円
- (3)登記所に納付する印紙代⇒2,600円

他にも本人または任意後見人に交付する正本等の証書代や登記嘱託書郵送代がかかりますが、詳しくは公証人役場に聞いてみるのがよいでしょう。

# 効果的に使おう！任意後見制度3つのタイプ

## ①将来型

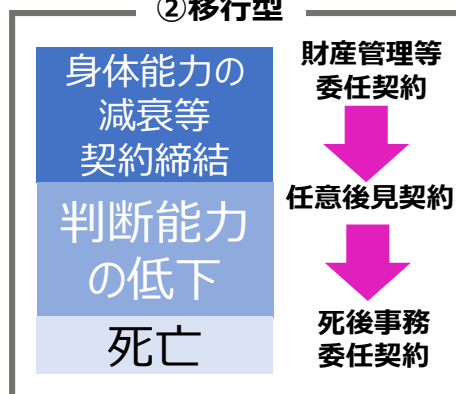


### <①将来型>

将来、判断能力が低下した時に支援をしてほしい方は、任意後見契約のと合わせて、「見守り契約」(本人が判断能力が十分な間から、継続的な見守りを行う契約)の締結を行うタイプです。

- 任意後見受任者が定期的に連絡をとりあうことで、本人の変化にいち早く気付くことができるとともに、本人にとってのきめ細かな支援にもつながります。
- 将来の人生設計を十分に考慮した上で、信頼できる後見人を必要な人数だけ確保しておけるので、任意後見契約特有の自由度を持たせつつ、実態としては法定後見に近い形で後見を開始する方法といえます。

## ②移行型



### <②移行型>

判断能力がしっかりしていても、現在すでに身体が不自由であったり、日々の財産管理が不安な方は、任意後見契約とあわせて、「財産管理等委任契約」(任意後見受任者の支援を必要とする行為について定期的な見守りだけでなく、代理権を与えて財産管理を委任する契約)の締結を行うタイプです。

- 本人の判断能力が低下した後は任意後見にスムーズに移行し、任意後見監督人の監督の下で財産管理等の事務を行うものです。財産管理の受任者と任意後見人とを同一人とするのが通常の形態で、この二つの契約は一つの公正証書で契約することが可能です。

## ③即効型



### <③即効型>

すでに判断能力が不十分な方などは、任意後見契約締結と同時に、契約内容を開始させることができるタイプです。

- 一般的には任意後見は法定後見に優先されるのが原則ですが、この場合は任意後見制度より法定後見制度を利用することが推奨されています。
- 任意後見契約は清明な段階で準備しておくのが理想ですが、自分の衰えは認識しつつも、いざ他人に財産を任せようとするとなかなか決心がつかないものです。そうこうするうちに、認知症の症状が出始め、援助の必要性を実感し、この即効型を利用するという人も少なくないでしょう。

### ※死後事務委任契約とは？

ご本人が死亡すると任意後見契約は終了しますので、葬儀、埋葬、死亡届の諸手続き家財道具の処分、親族への連絡などの事務については任意後見人の事務の範囲外となります。そこで、これらを委任するのが死後事務委任契約です。

## 法定後見との違い

任意後見では…

- ・後見人を自分で選べる。
- ・後見人に同意権・取消権を与えることができない。
- ・後見人の代理権の範囲を本人と後見人の間の契約で決めることができる。
- ・十分な判断能力があるうちに内容（後見人を誰にするか、どの程度の代理権を与えるか等）を決めることができる。

## 任意後見契約でできないこと

任意後見人に何を願うかは、財産管理や身上配慮を目的とする法律行為であれば基本的に自由です。ただし、以下については任意後見人ではできないことを十分に注意して任意後見契約を結ぶことが必要です。

- ①上述の通り、任意後見人には同意権や契約の取消権を付与することは認められていません。
- ②介護や身の回りの世話、身元保証や代理に親しまない行為（遺言といった本人にしかできない行為）はできません。また、全てを代理でお願いする(包括代理権を与える)こともできません。

## 数字で見る成年後見制度(全国)

# 218,412人▶▶▶成年後見制度利用者数(全体)

成年後見制度の利用者数は上記の通りで、対前年比3.7%増加しています。

- 成年後見の利用者数:169,583人(前年比2.6%増)
- 保佐の利用者数:35,884人(前年比8.8%増)
- 補助の利用者数:10,064人(前年比4.9%増)
- 任意後見の利用者数:2,611人(前年比3.8%増)

# 36,549件▶▶▶成年後見申立て件数(昨年)

成年後見の申立て件数は上記の通りで、対前年比2.3%増加しています。

- 後見開始の審判申立て数:27,989人(前年比0.7%増)
- 保佐開始の審判申立て数:6,297人(前年比9.4%増)
- 補助開始の審判申立て数:1,499人(前年比8.9%増)
- 任意後見監督人選任の審判申立て数:2,611人(前年比5.0%減)

# 63.4%▶▶▶後見等開始原因の認知症の割合

- 認知症:63.4%
- 知的障害:9.9%
- 統合失調症:8.9%
- 高次脳機能障害:4.5%

※平成30年末現在  
出典:最高裁判所事務総局家庭局

### 講座のご紹介

## 「人生100年時代をあなたらしく ～任意後見と家族信託～」

●日時:12月3日(火)

① 14:00～15:00(講演会)

② 15:00～16:00(相談会)

※②は予約制/前後30分ずつ

●場所:かがやきプラザ4階  
(九段南1-6-10)

●対象:区内在住・在勤の方

●定員:20名(先着順・参加費無料)

●申込先:「ちよだ成年後見センター」

※下記よりお申込み下さい。



講師:奥西史郎氏  
(司法書士)

- ①判断能力のある今のうちにできる準備である「任意後見制度」と「家族信託制度」。近年注目を集めている両者について、具体例を交えながら講師に分かりやすく解説していただきます。
- ②講座の終了後には、司法書士による個別相談会も実施いたします(希望者のみ)。

## 千代田区社会福祉協議会 ちよだ成年後見センター

住所 千代田区九段南1-6-10 かがやきプラザ4階

電話 03-6265-6521 FAX 03-3265-1902

開館日時 月～金曜日(年末年始・祝日除く) 午前8:30～午後5:15

